

「インフルエンザ罹患時」の異常行動の報告(2015/2016年シーズン、2016/2017年シーズン)

<調査方法>

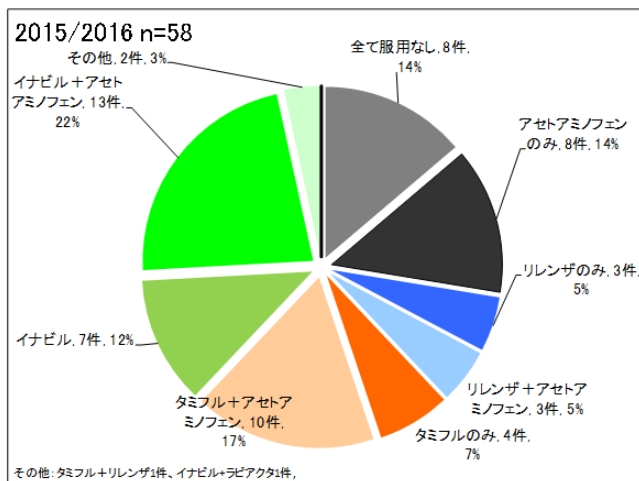
「インフルエンザ様疾患罹患時の異常行動に係る全国的な動向に関する研究」²(研究代表者:川崎市健康安全研究所所長 岡部 信彦)において、インフルエンザウイルス薬の服用の有無によらず、インフルエンザ様疾患と診断され、かつ、重度の異常行動を示した患者^(注)の報告を医療機関に対して求めている。

(注)飛び降り、急に走り出すなど、制止しなければ生命に影響が及ぶ可能性のある行動

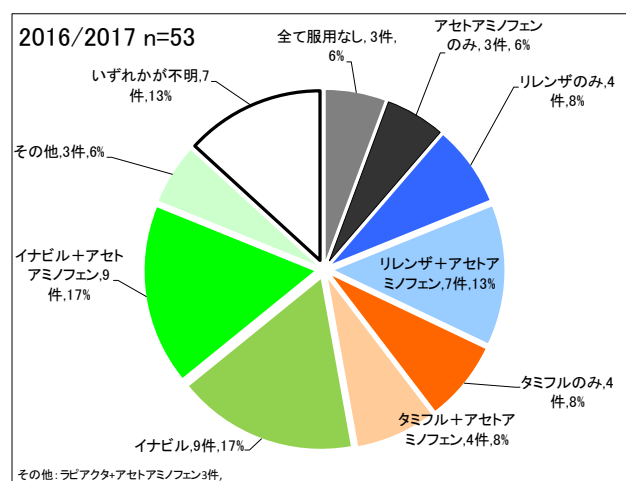
<研究班まとめ(概略)>

- ・抗インフルエンザウイルス薬の種類、使用の有無と異常行動については、特定の関係に限られるものではないと考えられた。
- ・異常行動による重大な転帰の発生を抑止するために、抗インフルエンザウイルス薬の処方の有無に関わらず、インフルエンザ発症後の異常行動に関して、注意喚起を行うことが必要であると考えられる。

○2015/2016年シーズン



○2016/2017年シーズン



² 2014/2015年シーズン以前の報告件数は、平成29年11月9日 平成29年度第8回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の資料3-1を参照。
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000184039.pdf>